

## 利府町移住支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 利府町への移住の促進を目的として、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から利府町へ移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、当該者に対し、予算の範囲内において、宮城県と利府町が共同して実施する移住支援事業に係る移住支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給等に関しては、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)及び(ウ)に該当すること。
- (2) 平成31年4月1日以降に利府町に転入し、支援金の申請時において、利府町内に住所を有すること。ただし、県実施要領第5の1(1)②(イ)、③又は④の要件に該当する者にあつては、令和3年4月1日以降に利府町に転入し、支援金の申請時において、利府町内に住所を有すること。
- (3) 支援金の申請時において、利府町に転入をした日（以下「転入日」という。）から起算して3か月を経過し、かつ、1年を超えていないこと。
- (4) 利府町に支援金の支給の申請をした日（以下「申請日」という。）から起算して5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (5) 県実施要領第5の1(1)②、③、④又は⑤のいずれかに該当すること。ただし、県実施要領第5の1(1)④の要件ににあつては、転入時に50歳未満で、かつ、転入後に宮城県内の企業等へ就業し、又は起業する者のうち、次の要件のいずれかを満たすものに限る。
  - ア 転入日から起算して5年前から転入日の前日までの間の複数年において、利府町へふるさと寄附（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金をいう。）をしたことがある者
  - イ 転入日から起算して2年以内に、町が別に指定する移住体験イベント、体験観光等に2回以上参加したことがある者

(支援金額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

- (1) 支給対象者が単身で移住したとき 600,000円
- (2) 支給対象者が当該支給対象者を含む2人以上の世帯（県実施要領5の1(1)①(エ)に該当するものに限る。）で移住したとき 1,000,000円

2 県実施要領第5の1(1)①(オ)に該当する場合は、前項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する額に18歳未満の世帯員1人につき300,000円を加算した額を支援金の額とする。

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転入日から起算して3か月を経過した日から9か月以内に、移住支援金支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の顔写真付きの本人確認書類の写し
- (2) 申請者の前住所地の住民票の除票の写し
- (3) 口座振込依頼書（様式第2号）

2 次の各号に掲げるものは、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を前項の申請書に添付しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区（以下「東京23区」という。）以外の東京圏から東京23区に通勤していた者 東京23区に勤務していた企業等の就業証明書等
- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主 次に掲げる書類
  - ア 開業届出済証明書等
  - イ 個人事業等の納税証明書
- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元として対象期間に算入しようとする者 在学期間の確認ができる卒業証明書、成績証明書等
- (4) 第3条第1項第2号又は同条第2項に掲げる金額を申請する者 世帯全員分の前住所地の住民票の除票の写し（申請する年度の4月1日時点において胎児であった世帯員がいる場合は、当該世帯員の母子健康手帳の写し）
- (5) 県実施要領第5の1(1)②又は④（就業する場合に限る。）に該当して前項の申請書を提出する者 就業証明書（様式第3号の1）

(6) 県実施要領第5の1(1)③に該当して前項の申請書を提出する者  
就業証明書(様式第3号の2)

(7) 県実施要領第5の1(1)④(起業する場合に限る。)に該当して前  
項の申請書を提出する者 起業したことを証明できる書類

(8) 県実施要領第5の1(1)⑤に該当して前項の申請書を提出する者  
起業支援金(地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用し  
て都道府県が実施する起業支援事業(第7条において「起業支援事業」  
という。)に係る起業支援金をいう。)の支給決定通知書の写し

(支給の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、審査の上、  
支援金の支給の適否を決定し、その旨を移住支援金(不)支給決定通知書(様  
式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支給の方法)

第6条 町長は、支援金の全額を一括で支給する。

2 支給は原則として、預金口座への振込みによるものとする。

(支給の決定の取消し等)

第7条 町長は、第5条の規定による支援金の支給の決定の通知を受けた者が  
次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の支給の決定の  
全部又は一部を取り消し、その旨を当該支援金の支給の決定を受けた者に通  
知するものとする。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 申請日から起算して3年以内に宮城県外に転出した場合

(3) 申請日から起算して1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場  
合(県実施要領第5の1(1)③及び④に該当する場合を除く。)

(4) 起業支援事業の支給決定を取り消された場合

(5) 申請日から起算して3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合

(支援金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合にお  
いて、支援金の支給を受けた者が前条第1号から第4号までのいずれかに該  
当するときは支給を受けた支援金の全額の返還を、支援金の支給を受けた者  
が同条第5号に該当するときは支給を受けた支援金の半額の返還を、期限を  
定めて命ずるものとする。

2 前項の規定による支援金の返還の命令は、移住支援金返還命令書(様式第  
5号)により行うものとする。

(支援金の返還免除)

第9条 町長は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部の返還を免除することができる。

- (1) 就業先の企業等が倒産したとき。
- (2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事由により第7条各号(第1号を除く。)に該当することとなったとき。

2 前項の規定による支援金の返還の免除を受けようとする者は、移住支援金返還免除申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、審査の上、支援金免除の適否を決定し、その旨を移住支援金返還免除可否決定通知書(様式第7号)により、支援金の免除を受けようとする者に通知するものとする。

(住所変更の届出)

第10条 申請日から起算して5年以内に他の市町村へ転出するときは、住所変更届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第11条 町長は、支援金の支給を受けた者が、第7条各号に該当しないこと、本事業の効果等を確認するため、支援金の支給を受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給等に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度予算に係る支援金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金に係る予算が成立した場合に、当該支援金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日に施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日に施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の利府町移住支援金支給要綱の規定による諸様式で、取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の利府町移住

支援金支給要綱の規定によるものとみなす。